

## 行財政改革大綱の 4 つの基本方針

### ① ICT・情報化による革新 15 事業

ICT の進歩に伴って、従来は市民に来庁していただき職員が対面で行っていた事務の電子申請が可能になり、あるいは、紙の文書を使用していた事務の電子データ化やシステム化等により、事務の省力化が進んできました。ICT を活用することで、さらなる行政の効率化や経費削減及び市民満足度の向上を目指します。

- **アカウント・個客型行政の推進**（「個人・顧客」に合わせた親切できめ細かな行政サービス）
  - ▽マイアカウント市民サービスの検討
  - ▽スマートフォンを利用した電子キーの導入
- **緊急時の外国人・障害者への対応強化**
  - ▽聴覚・言語機能障害者に対応した 119 番通報システムの導入
  - ▽救急現場での多言語音声翻訳アプリの利用
- **セキュリティの確保**
  - ▽公用車へのドライブレコーダーの配備
  - ▽本庁舎への業務記録システムの導入

### ② 財政・資産の改革 15 事業

- **歳入の確保**
  - ▽有料広告事業の拡大
  - ▽受益者負担の適正化
- **健全な財政運営**
  - ▽公共施設適正管理計画の進捗管理
  - ▽市税等の滞納整理事務の民間委託

### ③ 人材・組織の改革 15 事業

- **人事制度と組織の見直し**
  - ▽適正な職員数の管理
  - ▽組織・機構の見直し
  - ▽子ども家庭総合支援拠点の設置
- **働き方改革**
  - ▽自己啓発等休業制度の導入
  - ▽配偶者同行休業制度の導入

### ④ 官民連携・コミュニティ力の強化 4 事業

- **地域住民・ボランティア等との協働**
- **大学・民間企業との協働**